

2 1 財 第 3 3 2 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 日

各 部 局 長  
愛 知 県 企 業 庁 長  
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長  
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿  
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 ( 会 ) 事 務 局 長  
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

平成 2 2 年度予算編成について ( 依命通達 )

我が国の経済は、輸出は増加し、生産が持ち直すなど一部に明るい兆しがみられるものの、設備投資が減少し、雇用情勢は悪化傾向が続いており、依然として厳しい状況にあります。

こうした経済情勢から、県税収入をとりまく環境は引き続き厳しく、今年度の当初予算額を確保できるか懸念されるところであります。

また、国では、新政権のマニフェストに掲げられた主要な事項を実現していくため、全ての予算を組み替え、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直すことなどを内容とする平成 2 2 年度予算編成の方針が決定されました。

しかしながら、子ども手当の創設やガソリン税などの暫定税率の廃止など、今後見込まれる大幅な制度変更について、その詳細が未だ明らかになっていないことから、引き続き、国政の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、平成 2 2 年度予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入は、現時点における企業収益の見通しや地方法人特別税の平年度化、さらには個人所得の減少に伴う影響などを考慮すると、極めて厳しい収入見込みとなった本年度当初予算額を更に下回ることが考えられます。

一方、歳出面においては、公債費、扶助費を始めとする義務的経費が確実に増加するほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした状況から、平成22年度も引き続き多額の財源不足が見込まれますが、基金は枯渇し、県債の増発による財源確保についても、将来の財政運営に向けての限界があり、極めて厳しい状況にあるといわざるを得ません。

このため、中・長期的な財政運営に配慮しつつ、財源の確保に最大限努力する一方、全庁を挙げて全ての事務事業を対象に総点検を行い、歳出を抑制する必要があります。

このように、厳しい環境の中での予算編成となりますので、事務事業の必要性の原点に立ち戻った視点から徹底した歳出の抑制に取り組み、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本とし、愛知の総合力を高めるために、次に掲げる事項を目標として、下記に十分留意の上、年間予算を編成するものとします。

- 1 安心できる健康・福祉社会づくり
- 2 安全で災害に強い地域づくり
- 3 新しい時代を拓く人づくり
- 4 世界をリードする産業中核づくり
- 5 持続可能な循環型社会づくり
- 6 多彩な交流が展開される愛知づくり
- 7 分権・協働・行革の県政づくり

#### 記

- 1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、現下の極めて厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、現在、策定作業が進められている「新たな行革大綱」及び「新しい政策の指針」の後半期の取組との整合性にも配慮し、「ロードマップ208」の施策・取組の着実な推進に努め、現在、直面している多様な課題に的確に対応すること。

- 2 行政活動計画の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。

- (1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。
  - (2) 集合的公共事業については、国の平成22年度当初予算要求を踏まえた額で立案すること。
  - (3) 政策的重要経費については、特に措置を必要とする経費を除き、重点化、効率化、計画見直し等により、平成21年度当初予算一般財源額(県債及び一般財源的収入を含む。)の原則30パーセントの節減を行うこと。
  - (4) 一般行政経費については、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などにより、付与した財源の範囲内で、各部局長の判断と責任において事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら真に必要な施策へ重点配分すること。
- 3 行政評価制度の活用にあたっては、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。  
また、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて、積極的に検討すること。
  - 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
  - 5 各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
  - 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
  - 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮してのことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。
  - 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。

- 9 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。

担当 総務部財政課予算第二グループ

内線 2146